

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』

特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、予算措置や税制措置、金融措置などにより重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社(※1)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人 等
 (※1)自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社
 (※2)支援内容によって対象者が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)に絞って、経済産業大臣がその計画を認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

(1) 予算措置

- ①商店街・まちなかインバウンド促進支援事業(17頁参照)
- ②地域・まちなか商業活性化支援事業(19頁参照)

(2) 税制優遇措置

建物等の取得に対する割増償却制度(5年間、30%)、登録免許税の1/2軽減といった税制優遇措置を適用。

(3) 金融措置

- ①市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、貸付け額の80%を上限に中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
- ②施設整備者及び当該施設に入る店子に対する一層の低利融資を実施します。
- ③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

(4) 大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。(大店立地法の届出の免除等)

ご利用方法

- (1)支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合わせ下さい。
- (2)「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

経済産業省 中心市街地活性化室 電話:03-3501-3754
 各経済産業局 商業振興室 等(巻末お問い合わせ先一覧参照)